ACSES ニュースレター_２００７号（2021 年１月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故、事件の続報
・地下鉄サリン被害者　健康不調が長期継続　広島大が分析〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・ヤマダけいそう土マットにも石綿〈放送報道〉
・ 石綿（アスベスト）含有品の流通と販売者による回収について〈厚生労働省〉
・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）〈官報〉
・準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 1593 号）〈官報〉
・労災レセプト電算処理システム　マスタコード〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令等の一部を改正する命令（経済産業省・原子力規制委員会令第２号）〈官報〉
[2] 危険物運送及び貯蔵規則の一部改正
◇危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（国土交通省第 103 号）〈官報〉
◇危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定に基づく船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1595 号）〈官報〉
◇航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1597 号）〈官報〉
◇航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1598 号）〈官報〉
◇危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定に基づく船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1599 号）〈官報〉
◇特殊貨物船舶運送規則の規定に基づく液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する件（国土交通省告示第 1600 号）〈官報〉
[3] 環境安全
◇ベネチアの水が透明に　コロナ禍に浮き出た人間の身勝手〈新聞報道〉
[4] エネルギー問題
◇「エネルギー基本計画」年内見直し　電源の組み合わせが焦点に〈放送報道〉
[5] 調査、公募、意見募集等
［統計資料］　２件
[6] その他省庁発表　３件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　１件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　◇その他：２件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***事故、事件の続報***

・地下鉄サリン被害者　健康不調が長期継続　広島大が分析

＜朝日新聞　2020 年 12 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDX75X2NDBPITB00J.html

オウム真理教が 1995 年に起こした地下鉄サリン事件で、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関連する精神的症状や目の不調などの身体的症状が長期間改善されない実態が、広島大学の調査で分かった。同大は「後遺症や長年の健康障害が科学的に明らかになった」としつつ、継続調査の必要性も指摘した。

同大大学院医系科学研究科の杉山文助教（疫学・疫病制御学）や、事件後に司法解剖に立ち合った長尾正崇教授（法医学）らのグループの分析結果を、同大が今月 10 日に発表した。

事件翌年から被害者の検診を続ける NPO 法人「リカバリー・サポート・センター（RSC)」（東京都）が集めた 2000～09 年（10 年分）の質問票を活用。被害者の 1 割超、当時 13～70 歳の計 747 人（男性平均 42・7 歳、女性 30・3 歳）を対象にした。

精神的症状は「眠れない」が 30・1～38・7%、「怖い夢を見る」が 24・2～35・6%で推移。PTSD 関連症状の 10 年間の有病率は 35・1%（男性 28・4%、女性 43・3%）で、「有病リスクは時間が経過しても低減しない」との結果が示された。

身体的な症状は「目が疲れやすい」が 63・1～81・2%、「目の焦点を合わせにくい」が 45・8～64・8%、「頭痛がする」が 49・0～54・8%などだった。

RSC の木村晋介理事長は、長期ケアの必要性が示されたと指摘。慢性的に様々な症状に不安を抱える被害者にとって「サリン由来と確信ができ、事件と自分との立ち位置をしっかりとらえられる心理的効果が大きい」と評価した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・ヤマダけいそう土マットにも石綿

＜NHK　2020 年 12 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20201229/1000058207.html

家電大手のヤマダ電機などで販売されていたけいそう土製のバスマットに基準を超えるアスベストが含まれているおそれがあることが分かり、回収されることになりました。

けいそう土製のバスマットをめぐっては、家具日用品大手のニトリなどの製品でもアスベストが確認されています。

厚生労働省によりますと、基準を超えるアスベストが含まれているおそれがあるのは、福岡県北九州市の「不二貿易」がことし７月から輸入・販売したけいそう土製の１１種類のバスマットです。

これらの製品は「ヤマダ電機」のほか、九州を中心にホームセンターを展開する「グッデイ」、西日本で総合型のスーパー「ゆめタウン」を展開する「イズミ」などでも販売され、これまでにおよそ２万３７００個が販売されたということです。

通常の使い方で使用しているかぎりはアスベストが飛散するおそれはないということですが、削ったり割ったりするとアスベストが飛散するおそれがあるということです。

各社はホームページで対象の製品や回収方法を周知し、回収を進めることにしています。

問い合わせ窓口は「ヤマダ電機」が０５７０ー０７８-１８１、「イズミ」が０１２０-６６４-６８７で、それ以外から販売されたものについては「不二貿易」０１２０ー１１５ー６６８となっています。

アスベストをめぐるけいそう土製のバスマットの回収は家具日用品大手のニトリなどの製品でも行われていて、ほかの企業の製品についても調査が進められていました。

厚生労働省が、アスベストが含まれている可能性があるとしている１１の商品一覧は以下のとおりです。

▼商品ＣＤ３８４６１、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６１４、商品名称「珪藻土バスマット無地グレーＳ」、

▼商品ＣＤ３８４６２、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６２１、商品名称「珪藻土バスマット無地ブルーＳ」、
▼商品ＣＤ３８４６３、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６３８、商品名称「珪藻土バスマット無地グレーＬ」、
▼商品ＣＤ３８４６４、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６４５、商品名称「珪藻土バスマット無地ブルーＬ」、
▼商品ＣＤ３８４６５、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６５２、商品名称「珪藻土バスマット大理石柄Ｓ」、
▼商品ＣＤ３８４６６、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６６９、商品名称「珪藻土バスマットボタニカル柄Ｓ」、
▼商品ＣＤ３８４６７、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６７６、商品名称「珪藻土バスマット大理石柄Ｌ」、
▼商品ＣＤ３８４６８、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６８３、商品名称「珪藻土バスマットボタニカル柄Ｌ」、
▼商品ＣＤ３８４６９、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４６９０、商品名称「珪藻土バスマット無地グレーM」、
▼商品ＣＤ３８４７０、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４７０６、商品名称「珪藻土バスマット大理石柄M」、
▼商品ＣＤ３８４７１、ＪＡＮコード４９５３９８０３８４７１３、商品名称「珪藻土バスマットボタニカル柄M」

・石綿（アスベスト）含有品の流通と販売者による回収について

＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3m0PY0ZcBY

石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した製品及び販売者による回収などについて、以下のとおりお知らせいたします。

＜新たに石綿含有の可能性があることが判明した製品＞

１　販売者
　不二貿易株式会社
　（福岡県北九州市若松区大字安瀬 64-36）

２　製品名等
　別紙の珪藻土バスマット（11 種類）
　※商品の詳細等については、下記の不二貿易株式会社の問合せ窓口までお問い合わせ下さい。

３　流通数（販売済み数）
　計 23,658 個

４　販売先
　株式会社ヤマダ電機、株式会社グッデイ、株式会社イズミなど
　※その他の販売先については、下記の不二貿易株式会社の問合せ窓口までお問い合わせ下さい。

＜対象製品をお持ちの皆様へ＞

○　対象製品をお持ちの方で、株式会社ヤマダ電機、株式会社イズミから購入された方は、**それぞれの会社にて回収します**ので、回収方法などについて以下の連絡先にお問い合わせください。それ以外の販売先から購入された方は、回収方法などについて不二貿易株式会社にお問い合わせください。**ごみ等で廃棄したり、販売者指定の方法以外で返送したりしないよう**お願いします。

【不二貿易株式会社　お問合せ窓口】
　電話番号：0120-115-668（フリーダイヤル）※受付時間：9:00～17:00（12/31～1/3、土日を除く）
　メールアドレス：info@fujiboeki.co.jp

【株式会社ヤマダ電機　お問合せ窓口】
　電話番号：0570-078-181（フリーダイヤル）※受付時間：9:00～18:00（元日のみ休業）
　メールアドレス：ymd@tecc.co.jp

【株式会社イズミ　お問合せ窓口】
　0120-664-687（フリーダイヤル）　　※受付時間：10:00～18:00

○　固形のバスマットについては、**通常の使い方で使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。**

しかしながら、**削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、破損しないよう**にお願いします。

○　もしすでに破損しているなどでご心配な場合は、ビニール等に入れ、テープ等でしっかりと封をして、回収まで保管してください。

＜石綿対策についてのお問い合わせ＞

○　石綿対策については、厚生労働省までお問い合わせ下さい。

（厚生労働省の問合せ先）

03-6812-7808　　平日（12/29～1/3 除く）対応時間：09:30～18:15

【参考資料】

別紙　対象商品一覧　　https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000713158.pdf

---

・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）

［官報］　令和２年 12 月 28 日　号外　第 277 号　286 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770286f.html

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第２号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第三条第三項（同法第四条第三項及び第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十一条第二号及び別表第三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 12 月 28 日

財務大臣　　麻生　太郎
文部科学大臣　　萩生田光一
厚生労働大臣　　田村　憲久
農林水産大臣　　野上浩太郎
経済産業大臣　　梶　山弘志
国土交通大臣　　赤　羽一嘉
環境大臣　　小泉進次郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、印その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考３を削る。

様式第二中「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、印その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考５を削り、備考６を備考５とする。

様式第三中「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、印その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考３を削る。

様式第三の二中「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその印代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所届出者並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考３を削る。

様式第三の三中「証明者氏名印住所」を「証明者氏名住所」に改め、同様式備考２中「押印」を削る。

様式第三の四中「証明者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその印代表者の氏名　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその印代表者の氏名」を「証明者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改める。

様式第六中「氏名印」を「氏名」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

様式第八中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその印代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

――――――――――

・準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 1593 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 28 日　号外　第 277 号　534～542 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770534f.html

○国土交通省告示第 1593 号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十八条の五第一項第二号ロの規定に基づき、準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件(平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

令和 2 年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

―改正後―

第一　建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十八条の五第一項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、令第百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等(令第百二十八条の五第一項から第五項までの規定によってその壁及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを同条第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない室及びホテル、旅館、飲食庖等の厨房その他これらに類する室を除く。)にあっては、次の各号に掲げる当該室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　こんろ(専ら調理のために用いるものであって、一口における一秒間当たりの発熱量が四・二キロワット以下のものに限る。以下同じ。)を設けた室(こんろの加熱部の中心点を水平方向に二十五センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に八十センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあっては、当該部分の仕上げを不燃材料(平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。)でしたものに限る。)に壁又は天井が含まれる場合にあっては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料としたものに限る。)次に定める材料の組合せであること。

イ～ニ　(略)

二～四　(略)

附　則

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

第二条　火災の発生のおそれの少ない室を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―改正後―

建築基準法施行令第百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものとする。

一・二　（略）

第三条　建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―改正後―

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の社長にあっては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ　（略）

ロ　外壁の開口部（次の①から㈱までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項及び第七項において「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ表一に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に表二に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（当該建築物が令第百十二条第一項、第四項又は第五項の規定により区画された建築物である場合にあっては、当該規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1)　昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを<u>準不燃材料</u>でしたものに設けられたもの

(2)～(4)　（略）

表一　・表二　（略）

ハ～ホ　（略）

二～四　（略）

２～８　（略）

第三　令第百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第四号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で令第百十条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ第一第一号ロ表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に第一第一号ロ表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第百十条の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一・二　（略）

三　昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものに設けられたもの

四～七　（略）

第四条　通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

―改正後―

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとすることとする。

一　通行の用にのみ供する室で、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものであること。

第五条　建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―改正後―

第一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の社長にあっては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ～ニ　（略）

ホ　外壁の開口部（次の①から㈱までのいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第一号ロ表一に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に同号ロ表二に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（イの規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1)　昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものに設けられたもの

(2)～(4)　（略）

ヘ～チ　（略）

二～四　（略）

２～９　（略）

第六条　階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

算出方法　（略）

・<u>労災レセプト電算処理システム　マスタコード</u>

＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-u_4lw3G8NYUfyBY

□*<u>大災害、原発事故対策</u>*

[原子力施設全般]

・<u>発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令等の一部を改正する命令（経済産業省・原子力規制委員会令第２号）</u>

［官報］ 令和２年 12 月 28 日　号外　第 277 号　376～383 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770376f.html

○経済産業省令、原子力規制委員会規則第２号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和２年 12 月 28 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志
原子力規制委員会委員長　更田豊志

発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令等の一部を改正する命令

第一条　次の各号に掲げる命令の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）　別表第一
二　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）　別表第二
三　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）　別表第三

第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。
二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。
三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一　発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）

別記様式（第三十五条関係）　―省略―

別表第二　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令年第六十九号）

様式第１（第５条関係）～様式第 20（第 68 条関係）　―省略―

別表第三　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）

様式第３（第４条の２関係）～様式第７（第４条の２関係）　―省略―

****

[2] *危険物運送及び貯蔵規則の一部改正*

◇危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（国土交通省第 103 号）

［官報］ 令和２年 12 月 28 日　号外　第 277 号　383～387 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770383f.html

○国土交通省令第 103 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下

「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第十三条　（略） ２　（略） ３　特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項（同条第五項から第八条までに係る部分に限る。）までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液状化物質に該当するものとして告示で定めるものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。 ４　（略） （標識及び表示） **第二十八条**（略） ２　（略） ３　同一品名の危険物（ 標札等義務付け対象危険物を除く。以下この項において同じ。）のみを同一のコンテナに収納する場合及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、告示で定める方法により、当該危険物の品名を少なくとも当該コンテナの両側面に表示しなければならない。ただし、同一品名の危険物のみを同一のコンテナに収納する場合であつて、当該危険物の国連番号を告示で定める方法により当該コンテナに表示する場合は、この限りでない。 ４　（略） ５　摂氏百度以上の液体又は摂氏二百四十度以上の固体の危険物が収納されたコンテナには、告示で定める様式による表示を四側面に付さなければならない。 ６　コンテナに収納された貨物にくん蒸を施した場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定める様式による表示を付さなければならない。 ７　コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合又は当該危険物を保護するために窒素を使用する場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定める様式による表示を付さなければならない。 ８　ポータブルタンクを収納したコンテナであつて、当該ポータブルタンクに付された標札等、品名、国連番号及び第五項の表示のいずれもが、当該コンテナの外部から容易に確認できるものは、第一項及び第三項から第五項までの規定にかかわらず、標札等、品名、国連番号及び第五項の表示を当該コンテナに付すことを要しない。	**第十三条**　（略） ２　（略） ３　特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項（同条第五項から第八条までに係る部分に限る。）までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液状化物質に該当するものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。 ４　（略） （標識及び表示） **第二十八条**（略） ２　（略） ３　同一品名の危険物標札等義務付け対象危険物を除く。以下この項において同じ。）のみを同一のコンテナに収納する場合及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、告示で定める方法により、当該危険物の品名を少なくとも当該コンテナの両側面に表示しなければならない。ただし、同一品名の危険物のみを同一のコンテナに収納する場合であつて、当該危険物の国連番号を告示で定める方法により当該コンテナに表示する場合は、この限りでない。 ４　（略） ５　摂氏百度以上の液体又は摂氏二百四十度以上の固体の危険物が収納されたコンテナには、高温注意用表示（告示で定める様式による。以下同じ。）を四側面に表示しなければならない。 ６　コンテナに収納された貨物にくん蒸を施した場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位に、くん蒸注意用表示（告示で定める様式による。以下同じ。）を表示しなければならない。 ７　コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、冷却剤注意用表示（告示で定める様式による。以下同じ。）を表示しなければならない。 ８　ポータブルタンクを収納したコンテナであつて、当該ポータブルタンクに付された標札等、品名、国連番号及び高温注意用表示のいずれもが、当該コンテナの外部から容易に確認できるものは、第一項及び第三項から第五項までの規定にかかわらず、標札等、品名、国連番号及び高温注意用表示を当該コンテナに付すことを要しない。

第二十九条　第九条の規定は、前条第一項の標識、同条第三項の品名又は国連番号の表示、同条第四項の国連番号の表示及び同条第五項の表示について準用する。	**第二十九条**　第九条の規定は、前条第一項の標識、同条第三項の品名又は国連番号の表示、同条第四項の国連番号の表示及び同条第五項の高温注意用表示について準用する。
２　前条第六項及び第七項の表示は、危険物の運送が終了するまでの間は、消えるおそれのないものでなければならない。	２　前条第六項のくん蒸注意用表示及び同条第七項の冷却剤注意用表示は、危険物の運送が終了するまでの間は、消えるおそれのないものでなければならない。
（放射性輸送物の種類） **第七十二条**　放射性輸送物は、Ｌ型輸送物、Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物、ＢＵ型輸送物、ＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物とする。	（放射性輸送物の種類） **第七十二条**　放射性輸送物は、Ｌ型輸送物、Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物、ＢＵ型輸送物、ＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物の七種とする。
（放射性輸送物の技術上の基準） **第七十二条の二**　荷送人は、放射性輸送物を運送する場合は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、当該放射性輸送物が次条から第七十九条まで、第八十一条及び第八十二条の規定に適合するようにしなければならない。	（新設）
（運送の安全の確認等） **第九十九条**　船長は、ＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物、核分裂性輸送物、放射性輸送物（第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。）又は次条第一項第三号の告示で定める表面汚染物を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を国土交通大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの省令に規定する基準に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。	（運送の安全の確認等） **第九十九条**　船長は、ＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物、核分裂性輸送物又は放射性輸送物（第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。）を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を国土交通大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの省令に規定する基準に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。
２　（略）	２　（略）
（放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等） **第百条**　次に掲げる低比放射性物質等は、第八十条の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。 一・二　（略） 三　表面汚染物のうち告示で定めるものであって、次に掲げる基準に適合するもの イ　専用積載により運送されること。 ロ　第一号ロの要件に適合していること。 ハ　積み重ねられていないこと。 二　適切に固定されていること。 ホ　表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないこと。 ヘ　内部が十分に乾燥していること。	（放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等） **第百条**　次に掲げる低比放射性物質等は、第八十条の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。 一・二　（略） （新設）
２～11　（略）	２～11　（略）
12　低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一	12　低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の

の甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載するＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物若しくはＩＰ－３型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。	甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載するＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物若しくはＩＰ－３型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、第九十五条第六項の告示で定める量を超えてはならない。
13～15　（略）	13～15　（略）
第百一条　削除	第百一条　船長は、外板、船倉、区画又は甲板の表面（放射性物質等を積載する船倉又は区画の表面及び甲板の一定区域の上表面並びに運送中人が容易に近づくことができない表面を除く。）の最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において毎時百マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。
（運送の届出等） 第百六条　船長は、第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第八十条第一項第三号に掲げる放射性物質等、第九十六条の告示で定める放射性物質等又は第百条第一項第三号の告示で定める表面汚染物を運送する場合その他告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由があると発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港。以下この項において同じ。）を管轄する管区海上保安本部の長が認めた場合には、当該管区海上保安本部の長が指定する日）までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があった場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。次項において「運送変更届」という。）を発航港を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。	（運送の届出等） 第百六条　船長は、第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第八十条第一項第三号に掲げる放射性物質等又は第九十六条の告示で定める放射性物質等を運送する場合その他告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由があると発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港。以下この項において同じ。）を管轄する管区海上保安本部の長が認めた場合には、当該管区海上保安本部の長が指定する日）までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があった場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。以下この条において「運送変更届」という。）を発航港を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。
一・二　（略）	一・二　（略）
２　（略）	２　（略）
（特別措置） 第百七条　次の各号に掲げる場合において国土交通大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。 一　第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条	（特別措置） 第百七条　次の各号に掲げる場合において国土交通大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。 一　第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第

第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）又は第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項までの規定に従って運送することが著しく困難な場合であって、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき	十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで又は第百一条の規定に従って運送することが著しく困難な場合であって、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき
二　専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合であって、第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで又は第百五条の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき	二　専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合であって、第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで、第百一条又は第百五条の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき
三　（略）	三　（略）
２　（略）	２　（略）
（燃料としての貨物の利用）	（燃料としての貨物の利用）
第二百二十六条　液化天然ガス（メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスをいう。以下この款及び第二百五十五条において同じ。）以外の貨物は、船内で燃料として使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。	**第二百二十六条**　液化天然ガス（メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスをいう。以下この款において同じ。）以外の貨物は、船内で燃料として使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。
２　（略）	２　（略）
（貨物の移送）	（貨物の移送）
第二百五十五条　船長は、貨物の移送に係る制御装置及び警報装置について、貨物を取り扱う作業の開始前に当該装置が正常に作動することを確認しなければならない。	**第二百五十五条**　貨物の移送に係る制御装置及び警報装置は、貨物を取り扱う作業の開始前に当該装置が正常に作動することを確認しなければならない。
２　荷役作業の開始前及び作業中は、船舶内の作業者は、陸上施設（液化天然ガスを燃料として使用する他の船舶に燃料として貨物を移送する場合にあっては、当該他の船舶。次項において同じ。）の作業者と打合せ（緊急時の措置を含む。）を行わなければならない。	２　荷役作業の開始前及び作業中は、船舶内の作業者は、陸上施設の作業者と打合せ（緊急時の措置を含む。）を行わなければならない。
３　貨物の積込み速度は、船舶及び陸上施設の配管等を考慮して調節しなければならない。	３　貨物の積込み速度は、船舶及び陸上の配管等を考慮して調節しなければならない。
４　貨物は、次の各号に掲げる要件に適合する場合を除き、圧縮ガス法又は圧縮空気法により移送してはならない。	４　貨物の移送は、次の各号に掲げる要件に適合する場合を除き、圧縮ガス法又は圧縮空気法により移送してはならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
第三百九十二条　船長が、次の各号のいずれかに該当す	**第三百九十二条**　船長が、次の各号のいずれかに該当す

るときは、三十万円以下の罰金に処する。 一　第二十条第一項、第三十六条第三項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十六条、第五十九条、第六十三条、第六十六、第六十九条、第九十四条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第二項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第百条第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項又は第百九条の規定に違反して運送したとき。	るときは、三十万円以下の罰金に処する。 一　第二十条第一項、第三十六条第三項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十六条、第五十九条、第六十三条、第六十六、第六十九条、第九十四条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第二項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第百条第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第百一条又は第百九条の規定に違反して運送したとき。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◇危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定に基づく船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1595 号）

［官報］　令和２年 12 月 28 日　号外　第 277 号　544～554 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770544f.html

○国土交通省告示第 1595 号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和２年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第五項中「及び液体の危険物を収納する組合せ容器」を「、液体の危険物を収納する組合せ容器及び液体の危険物を内蔵している容器であって下向きにしてはならないもの」に改める。

第七条の六の次に次の一条を加える。

（船内における危険物の充てん等の禁止）

第七条の七　船内において、小型容器、大型容器、IBC 容器及びポータブルタンク（自動車等に積載する危険物の容器を含む。）（以下この条において「小型容器等」という。）には、危険物を充てんしてはならない。

２　船内において、小型容器等からは危険物を放出してはならない。

第十四条に次の一項を加える。

３　規則第十三条第三項の告示で定めるものは、別表第十三の品名の欄に掲げる物質であって、肩文字「＊」が付されているものとする。

第十四条の二第一項中「特別要件」を「特別規定」に改める。

第十四条の三第一号ニ中「引火点」を「引火性液体類又は副次危険性等級が三の危険物であって、引火点」に、同号リ中「危険物の温度管理が必要な危険物」を「別表第一の品名の欄に「（温度管理が必要なものとが掲げられている危険物又は自己加速重合温度が摂氏五０度（ポータブルタンクに収納される場合にあっては、摂氏四五度）

以下の危険物」に、「その巴旦を「管理温度及び非常温度」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌを同号ルとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ　深冷液化された高圧ガスをポータブルタンクにより運送する場合にあっては、使用許容圧力保持時間が終了する日の日付

第二十五条の固に次の一項を加える。

３　本条、第二十五条の四の二又は第二十五条の五に掲げる要件のうち複数のものに適合する場合にあっては、第一項第六号の表示を一以上付すことができる。

第二十五条の四の二第八号中「表示されている」を「付されている」に改め、同条に次の一項を加える。

２　本条、第二十五条の四又は第二十五条の五に掲げる要件のうち複数のものに適合する場合にあっては、前項第七号の表示を一以上付すことができる。

第二十五条の五第二項第一号中「金属製 IBC 容器」の下に「にあっては、次のイからトまでに掲げる要件に適合するものであること。」を加え、同項第二号中「硬質プラスチック製 IBC 容器」の下に「にあっては、次のイ及びロに掲げる要件に適合するものであること。」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　プラスチック製内容器付複合 IBC 容器にあっては、第一号(ホを除く。)並びに第二号イに掲げる要件に適合するものであること。

第二十五条の五第二項第四号中「フレキシブル IBC 容器」の下に「にあっては、次のイからホまでに掲げる要件に適合するものであること。」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　ファイバ板製 IBC 容器及び木製 IBC 容器にあっては、第一号イ、ハ及びヘに掲げる要件に適合するものであること。

第二十五条の五第二項に次の三号を加える。

六　別記第一に掲げる表示を、耐腐食性の板に付し、容器に恒久的に取り付けること。

七　第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

八　設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で付されていること。

イ　積み重ねるように設計された容器第六号の二様式

ロ　イ以外の容器第六号の三様式

第二十五条の五第三項及び第四項を削り、同条に次の一項を加える。

３　　―省略―

(施行期日)

１　この告示は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

２　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

３　この告示の施行前に容器に表示された品名については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第一備考日の表 SP274 の項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

◇航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1597 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 28 日　号外　第 277 号　555～589 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770555f.html

○国土交通省告示第 1597 号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部

分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―改正後―

（定義）

第１条　（略）

２～11　（略）

12　この告示において「ＩＢＣ容器」とは、固体の環境有害物質（国連番号が 3077 の物件をいう。）を輸送するための硬質の容器又は柔軟性のある容器であって、当該物質の輸送や取扱いに際して生じる圧力に耐えることができるよう、国際民間航空条約の付属書 18 を補足する技術指針に定められた要件を満たし、かつ、機械により取り扱うことができるように設計されたものをいう。

（外装容器への収納方法）

第 11 条　（略）

２　（略）

３　品名の異なる輸送許容物件であって、同一の国連番号、同一の等級、同一の物質の状態で、かつ、別表第１に定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量が同一のものだけを同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が別表第１に定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量を超えてはならない。

４　（略）

（病毒を移しやすい物質を収納した容器及び包装の要件）

第 13 条　病毒を移しやすい物質（国連番号が 2814 又は 2900 の物件に限る。）を収納した容器及び包装は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

２～６　（略）

（ラベル）

第 14 条　（略）

２～５　（略）

６　環境有害物質を収納した包装物の表面には、第４号の４様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

（微量輸送許容物件）

第 24 条　（略）

２・３　（略）

４　第１項に規定する物件を輸送する場合には、第８号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

５・６　（略）

（規則第 194 条第２項第３号の告示で定める目的）

第 25 条　規則第 194 条第２項第３号の告示で定める目的は、次の各号に定めるものとする。

一　（略）

二　農業、園芸、林業、雪崩制御、アイスジャム制御、地滑り抑制、汚染抑制又は害虫若しくは害獣の防除のための散布

三　（略）

別表第１以降　―省略―

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に航空機に積載されている航空法施行規則第百九十四条第二項（同項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する物件の輸送については、当該輸送が終了するまでの間は、なお従前の例による。

◇航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1598 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 28 日　号外　第 277 号　589～594 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770589f.html

〇国土交通省告示第 1598 号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 12 月 8 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―改正後―

（放射性物質等の適用除外）

第一条の二　（略）

一　（略）

イ　放射能濃度が別表第二、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄（別表第五及び別表第六にあっては、第三欄）に掲げる数量（以下「免除濃度」という。）を超えないもの

ロ　一の荷送人により輸送物を運搬するにあたり、当該輸送物全てに含まれる放射能の総量が別表第二、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄（別表第五及び別表第六にあっては、第四欄）に掲げる数量を超えないもの

二～四　（略）

（Ｌ型輸送物として輸送できる放射性物質等）

第四条　規則第百九十四条第二項第二号イ(1)の放射性輸送物等として告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

一　放射性物質等（六フッ化ウランにあっては〇・一キログラム未満のものに、核分裂性物質にあっては第二条第六号イからホまでに掲げるものに限る。以下この号、次号及び第四号において同じ。）であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

（表　略）

二～四　（略）

（ＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物又はＩＰ－３型輸送物として輸送できる放射性物質等）

第七条　（略）

一・二　（略）

三　（略）

イ　（略）

（削る）

ロ・ハ　（略）

２・３　（略）

（放射性輸送物の基準）

第九条　（略）

一～九　　（略）

十　放射性輸送物の設計は、経年変化について適切な考慮が払われたものでなければならない。

（オーバーパック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等）

第十六条　（略）

２　放射性輸送物等が積載されている航空機（以下この条において単に「航空機」という。）の最大線量当量率は、表面においてミリシーベルト毎時を超えてはならない。

３　オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナ及び航空機の表面の放射性物質の放射能面密度は、当該オーバーパック若しくは当該コンテナに収納され、又は当該航空機に積載されている放射性輸送物の表面密度限度を超えてはならない。ただし、第三条第一号及び第二号に規定する放射性物質等を収納したコンテナ並びに容器として一度使用された、又は現に使用されているコンテナ並びに航空機の内表面は、この限りでない。

（輸送指数）

第十七条　（略）

２　（略）

一　　（略）

二　オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納されている放射性輸送物毎に前号の規定により算定した値を合計して得た値。ただし、堅固なオーバーパック（外形が容易に変形するもの以外のものをいう。）にあっては、当該オーバーパックの表面から１メートル離れた位置において荷送人が測定した最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（当該値が〇・〇五以下の場合にあっては、当該値を〇とすることができる。）とすることができる。

三　放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物又はオーバーパックごとに前二号の規定により算定した値を合計して得た値。ただし、一の荷送人によって放射性輸送物が収納されたコンテナにあっては、当該コンテナの表面から１メートル離れた位置において荷送人が測定した最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（当該値が〇・〇五以下の場合は、当該値を〇とすることができる。）をもって当該コンテナの輸送指数とすることができる。

（標識又は表示）

第二十二条　（略）

２　次に掲げる放射性輸送物等には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に規定する事項が英語又は日本語（国内輸送の場合に限る。）で鮮明に表示されていなければならない。ただし、第二号から第四号までに規定する事項にあっては、該当するもののみを表示し、それ以外の事項が表示されている場合は、当該表示は除去され、消され、又は覆われていなければならない。

一～七　（略）

３～６　（略）

７　次の表の上欄に掲げる放射性物質等のいずれか一つのみが収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合にあっては、コンテナの四側面に同表の下欄に掲げる番号を表示した国連番号標札（第八号様式）を付さなければならない。ただし、前項のコンテナ標識の下半分の白地上に「ＵＮ」の文字を前置した当該番号を表示した場合は、この限りでない。

輸送物固有の名称	国連番号
（略）	
表面汚染物（ＳＣＯ－１、ＳＣＯ－Ｈ又はＳＣＯ－Ⅲ）（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの）	二九一三

（略）

８・９　（略）

別表第二～別表第七　―省略―

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている放射性物質等の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

◇危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定に基づく船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する件（国土交通省告示第 1599 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 28 日　号外　第 277 号　594～599 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770594f.html

○国土交通省告示第 1599 号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号ト川、第八十条第一項第一号及び第二項、第九十九条第一項並びに第百条第一項第二号イ及び第三号並びに第十二項の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―改正後―

第一条の二　規則第二条第一号ト川の告示で定める放射性物質は、次の各号のいずれかに該当するもの以外のものをいう。

一　放射能濃度が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄（別表第四及び別表第五にあっては、第三欄）に掲げる数量（以下「免除濃度」という。）を<u>超えないもの。</u>

二　一の荷送人により輸送物を運送するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる放射能の総量が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄（別表第四及び別表第五にあっては、第四欄）に掲げる数量<u>を超えないもの。</u>

三・四　（略）

２　（略）

（低比放射性物質等）

第十条　規則第八十条第二項の告示で定める低比放射性物質は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等（自然発火性のものを除く。<u>以下この条において同じ。</u>）であって、当該放射性物質等を<u>積載する</u>場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないものとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状のものであって、次に掲げる基準に適合するもの（以下「LSAE」という。）

イ～ハ　（略）

（削る）

２　規則第八十条第二項の告示で定める表面汚染物は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該放射性物質等を積載する場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないもののうち、放射能の量が九値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあっては、Ｌ値の一〇倍）（以下この項において「基準値」という。）を超えないもの（第三号に該当する放射性物質等を積載する場合にあっては、運送計画書により基準値を超えない場合と同等以上の安全性が確保されていると認められるものを含む。）とする。

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる接近できない表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないものであって、放射性輸送物として運送することができない大型のもの（以下「SCO－Ⅲ」という。

接近できない表面の汚染の区分	密　度
アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートルハ〇キロベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートルハ〇〇キロベクレル

（運送の安全の確認）

第十八条の三　規則第九十九条第一項の告示で定める場合は、次の各号に定める場合とする。

一　放射性輸送物、オーバーパック、放射性輸送物が収納されているコンテナ、規則第百条第一項第一号及び第二号に掲げる放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等又は当該低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内の数箇所に集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであって、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、他のオーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この条において同じ。）として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうち、いずれか大きい値が、一集貨について五〇を超える場合

二　（略）

第十八条の五の二　規則第百条第一項第三号の告示で定める表面汚染物は、SCO－Ⅲとする。

第十八条の六　規則第百条第一項第二号イ及び第三号ホの告示で定める密度は、第四条の三の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

（低比放射性物質等の放射能の量の限度）

第十八条の七の三　規則第百条第十二項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。ただし、SCOE にあっては、運送計画書により当該放射能の量の限度を超えない場合と同等以上の安全性が確保されていると認められるときは、この限りでない。

低比放射性物質等の区分	放射能の量	
	湖川港内のみを航行する船舶以外の船舶の船倉若しくは区画又は甲板の一定区域	湖川港内のみを航行する船舶の船倉若しくは区画又は甲板の一定区域
ＬＳＡ－１	制限なし	制限なし
ＬＳＡ－Ｈ又はＬＳＡ－Ⅲであって可燃性でない固体	制限なし	A_2の一〇〇倍
ＬＳＡ－Ｈ又はＬＳＡ－Ⅲであって可燃性の固体又は液体若しくは気体	A_2値の一〇〇倍	A_2値の一〇倍
ＳＣＯ－Ⅰ、ＳＣＯ－Ⅱ又はＳＣＯ－Ⅲ	A_2値の一〇〇倍	A_2値の一〇倍

別表第一、別表第二、及び別表第六　　―省略―

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている放射性物質等の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

◇特殊貨物船舶運送規則の規定に基づく液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する件（国土交通省告示第 1600 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 28 日　号外　第 277 号　599～608 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770599f.html

○国土交通省告示第 1600 号

特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)第十五条の二の三第一項各号並びに第十五条の三の二第一号及び第三号の規定に基づき、液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示

（液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第一条　液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示(平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一　　―省略―

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第二条　固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第三条　その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一　　―省略―

附　則

（施行期日）

１　この告示は令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

****

[3] ***環境安全***

◇ベネチアの水が透明に　コロナ禍に浮き出た人間の身勝手

＜朝日新聞　2021 年 1 月 3 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASNDT63V3ND8UHBI005.html?iref=comtop_7_04

****

[4] ***エネルギー問題***

◇「エネルギー基本計画」年内見直し 電源の組み合わせが焦点に

＜NHK　2021 年 1 月 3 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210103/k10012795011000.html

****

[5] ***調査、公募、意見募集等***

[統計資料]

◇鉱工業生産・出荷・在庫指数速報（2020 年 11 月分）

＜経済産業省　2020 年 12 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/result-1.html?pk_campaign=mm_statistics

---

◇石油統計速報（2020 年 11 月分）

＜経済産業省　2020 年 12 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuso/result.html?pk_campaign=mm_statistics

****

[6] ***その他省庁発表***

◇ 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の期末評価について（国立大学）

＜文部科学省　2020 年 12 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxEacwguriougbH

◇令和 4 年度からの共同利用・共同研究拠点の認定について（国立大学）

＜文部科学省　2020 年 12 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxEacwguriougbI

◇学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（文部科学省告示第 147 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 28 日　本紙　第 403 号　10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228h00403/20201228h004030010f.html

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・2020 年 12 月 9 日　薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会　　12 月 9 日、オンライン会議

＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3m0PY0ZMBY

（1）審議事項

1．食品の規格基準の設定について

2．ミネラルウォーター類の成分規格の改正について

3．清涼飲料水の規格基準の改正について

4．食品添加物の指定等について

5．食品中の農薬等の残留基準の設定について

（2）報告事項

1．食品中の農薬等の残留基準の設定について

（3）文書による報告事項

1．食品添加物の指定等の事後報告について

2．食品中の農薬等の残留基準の設定について

（4）その他の報告事項

１．食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

****

[8] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 32 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/108918.html

---

・香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う野鳥糞便及び環境試料（水）調査の結果について
＜環境省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/108917.html

---

・高知県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 27 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/108916.html

---

◇***その他***

・「医者になる」女性の夢砕いた入試差別　再調査の結果…
＜朝日新聞　2020 年 12 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDT72SJNDHUUPI001.html

---

・NPO、佐賀大の 1 型糖尿病ワクチン開発に 2 千万円助成
＜朝日新聞　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDW7SKZNDPTTHB008.html

********** 以上 **********